

第2回 厚生労働省のEPM推進に係る有識者検証会 議事概要

1 日時 令和2年12月4日（金） 14：00～15：45

2 場所 オンライン会議

3 出席者

【委 員】

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平、東京大学社会科学研究所教授 田中 隆一（座長）、早稲田大学政治経済学術院 教授 野口 晴子（座長代理）、東京大学大学院工学系研究科 講師 森川 想

【厚生労働省】

参事官（政策立案・評価担当参事官室長） 生田 直樹、
政策立案・評価推進官 飯島 俊哉、政策立案・評価担当参事官室室長補佐 田野 淳子、
政策企画官 戸田 淳仁、政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官 岸 泰弘

【事務局（みづほ情報総研株式会社）】

次長 高橋 智之、課長 田中 文隆、チーフコンサルタント 森安 亮介、コンサルタント 利川 隆誠、鈴木 綾乃

4 議 事

- (1) 厚生労働省におけるEPM実践の進捗状況
- (2) EPM実践の取組状況の検証
- (3) 今後の取組に向けた課題
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 厚生労働省におけるEPM実践の進捗状況
厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるEPM実践の進捗状況の説明が行われた。

(2) EPM実践の取組状況の検証

- 事務局から、資料に基づき、EPM実践の取組状況の検証の説明が行われ、質疑応答が行われた。
主な発言は以下のとおり。

- ・エビデンスとは何を求めているのか。例えば、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は既に実証研究例があったように記憶している。
→エビデンスには狭義と広義の定義があるものと認識している。狭義は因果関係を示すもの。広義は因果関係にこだわらず単純にファクト等も包含している。政府全体としては広義のエビデンスを採用してEBPMとして進めているところである。厚生労働省職員向け研修でもエビデンスを「政策課題の解決に資するもの」としているので、他の地域での事例も広い意味でのエビデンスと判断している。
 - ・高年齢労働者待遇改善促進助成金は労働経済学の教科書的な事例と言えるが、ロジックモデル内の表現があいまいである。課題等で記載のある雇用の安定を達成するための定量的な目標がアウトカム等に記載がないほか、どのような論理展開で本事業が有効と判断しているのか説明が欲しい。
→確かに高年齢労働者待遇改善促進助成金のアウトカムについては、具体的な数値は「予算編成過程において検討」と記載がある。これはヒアリング時点では時間的制約から、何をアウトカムとして設定するか検討中であったことに起因する。しかし、そのような状況下でも今後の検討結果から定量目標が決まれば速やかに着手できるよう準備を支援している。
 - ・状況について了解した。エビデンスはなければ「ない」で構わない。むしろ不適切なエビデンスが添付されるのを避けるべきである。その意味では政策用語も何を指しているか不明瞭なことが多く、誤解を招きかねないため、意味するものを明確に記載すべきではないか。
 - ・エビデンスという言葉の使い方についてはどのレベルを指すのか受け手によって印象が異なるため、慎重な記載が必要ではないか。例えば、「重点フォローアップにおける気づき等について」に「エビデンスは一定程度の水準に達していた。」等の記載があるが、今の事務局意見を踏まえるとこの表現は言い過ぎだということになる。誤解を招きかねないため注釈や補足をする必要がある。
 - ・全体的に丁寧にまとめている。他の委員から指摘があるように、エビデンスはランダム化比較実験をはじめとする強いレベルを求める人もいる。記載は誤解のないよう明確にして欲しい。ロジックモデルの効果検証方法は研究者が行うようなレベルも書かれているが、担当課の方に示す際、まずデータがあるかを含めて議論しているか。また、事務局が担当者に分析手法を説明した時、手法に理解のあった方はどれほどいたか。又はそういった分析の意識を有していただけの感触はあったか。
- データについては、実際に取得可能な範囲のものを記載している。ただし、体制や予算的な制約は少し緩和して記載している。次に担当者の反応・知識とし

て、EBPMに関連する知識等があった方は1～2事業程度だったようだ。事務局からの説明に当たっては対照比較・前後比較の重要性と分析手法のイメージを説明した。実際に分析する際は担当者だけでなく、よろず相談等を利用して分析を支援できる体制がある旨を情報提供している。

→補足すると、フィードバックするコメントは、政策立案総括審議官から実際の事業の責任者である担当課室長レベルの職員へ対面で説明している。

- ・状況について理解した。効果検証の分析を実施するには担当者だけでは大変な努力が必要だ。普段の業務も非常に忙しいことから、仕組み化やアウトソーシングも視野に入れなければ実現可能性は低い。

- ・EBPM全体をみると、①当該政策の効果を示すベースとなるデータやエビデンスは何か。②当該政策にはオルタナティブがあるのか、かつそのオルタナティブと比べて当該政策に効果があるといえるのか。③当該政策の効果検証を行うためのエビデンスをどう作っていくのかの3点が重要である。例えば、「高齢者医薬品安全使用推進事業」で実施される内容は特に重要であると考える一方、①～③すべてをどの政策についても徹底的に実施する必要があるのかは検討しなければならない。即ち、課題や注意点に応じて、対策に強弱をつけても良いのではないか。EBPMが負担の重たいものと現場に思われないように進めて欲しい。

- ・ヒアリングでEBPMの知識は実務上必要だと思われるようなポジティブなことはあったか。予算要求とは別に、自分たちの政策形成過程にフィードバックがあったことに関する反応を知りたい。

→昨年度と比較すると今年度はかなり好意的で、分析手法を示すと使えそうだという反応をいただくこともあった。しかし、事業によっては検証が難しいものがあったことも事実である。そのような事業の担当者からは検証は困難との声もあったが、部分的な検証の取り込みについては前向きな反応であった。昨年度との大きな変化はロジックモデルを活用した予算スキームの組み込みがあった。この取組が良い影響を与えていたと思われる。

- ・別途、報告のあった令和元年度EBPM対象事業について、実施可能性は高いと期待できる。一方で、令和4年度効果検証対象事業について候補のうち分析の障壁があるものは何が想定されるか。

→例えば、継続的な事業である可能性が低く、検証しても改善が反映できない事業や、犯罪者や非合法関係者の個人情報に関するデータの取得ができない事業等が挙げられる。

- ・厚生労働省の管轄する政策には対象となる方への配慮が必要な施策も多いため、データ取得上の課題となることが多いのではないか。
- ・そのような状況があるのは理解するが、個人情報を担当者が把握しているにも

かわらざ提供できないということか。情報を有しているなら匿名化して分析できる仕組みはないのか。もし、匿名化も難しいなら本当に多くのテーマが分析できることになる。

→担当者にヒアリングをすると、罪を犯した人の住所等の追跡になるものは提供不可との回答であった。担当者がデータをどの程度有しているかはヒアリング時点では把握ができなかった。明確にデータが取れないと言われたのは1事業のみ。それ以外は人員と時間があればできるようだった。

→事業によっては市町村がデータを持っているが国は持っていない状況も想定される。例えば、国に先駆けて事業を実施している市町村にデータを借りる許諾を得なければならない。センシティブな情報なので国が収集しようとしてもできないことがあるのは問題と認識している。また、2千個問題と言われているが、各自治体によって個人情報保護に関する条例が設けられており、それぞれ取り扱いも異なる。このような問題への対応については内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室でも議論しているが、結論が出るまでには時間がかかる。

・ そのような説明をいただければ納得できる内容。データ利用ができない時に理由を明らかにして欲しい。単にできない、データを出せないとと言われると議論ができない。

→個人情報の匿名化についてはどうか。匿名化して分析のアウトソーシング先に共有することはできないか。

→個人情報を伏せる匿名化の扱いは行政記録情報の活用でも議論されているが、各施策の根拠法によって提供の可否が異なる。また、データ提供の規定がないものについてはどうすれば良いか担当者の思考が停止してしまうのが実態である。どのように運用するかは検討が必要である。

・ 了解した。ただし、例えば担当部局が事業を実施していても、実際の事業の実施主体である市区町村の実施情報を把握していかなかったり、収集したデータが使える形で保管されていなかったりする。他の助成制度でも見られるがそういった情報は非常に貴重な情報であるため、実施状況の整理を是非お願いしたい。

→ご指摘いただいた状況は分析することを前提としていることが一因と思われる。その意味でもそのような事業で分析を見据えたデータ作成が広まれば解決していくのではないかと考えている。

・ 3点質問したい。
①これからどのようなデータ収集を行うのか、具体的なイメージは国が示していくのか、それとも市町村が独自に収集するがフォーマットを指定するのか。
②効果検証対象事業に選ばれたら何が起こるのか。事業のデザインや分析には大学の研究者等が入るようなことはあるのか。例えば、有識者がアンケート調査等のクオリティコントロールをするのか。
③効果検証対象

事業候補を選定する基準に事業の重要性は考慮しているのか。選定方針を見ると、実施可能性で選定しているように見える。

- ①について、データの収集方法は事業によって変わり得る。例えば、手上げ式の補助金事業では応募要件に採択・不採択に関係なく事後のデータ提供を依頼するような組み込み式のデータ取得を提案している。また、②については、事業のデザインや分析は担当部局にすべて任せのではなく、民間のシンクタンクと連携して支援していく。③については会計部署と重要性を協議したうえで選定している状況である。
- ・了解した。効果検証対象事業の選定は事業の重要性と実施可能性等、さまざまな価値に基づき得る。選定のプロセスが明らかになるようにして欲しい。

(3) 今後の取組に向けた課題

厚生労働省及び事務局から、今後の取組に向けた課題の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・海外の事例でアメリカ保健省でも似た取組がある。どういった医療情報を収集するか、収集する必要性や評価が行われている。予算に関する課題は厚生労働省では厚生労働科学研究費補助金を原資に研究公募をかけて予算をつけるのも一案に感じた。
 - ・ロジックモデルは作るだけでなく使わなければならない。作成しただけで満足するのではなく、事業が実現していくかが課題である。研究者と協力するのも重要だが、政策評価を組み入れた政策立案を行えるかも重視すべきではないか。最初から政策評価を意識した体制を検討して欲しい。事業として必要なことと不要なこと（評価が役に立つ・役に立たない等）を精査して欲しい。例えば、公共政策の市場化については良い例もあれば悪い例もある。政策評価がプロジェクト改善につながるかを意識して欲しい。
- ロジックモデルのブラッシュアップは今後も継続的にフォローアップしていく。
- ・ロジックモデルをどう使っていくか、作っていく過程自体が大事であるので、良い事例を積極的に横展開することで省内の統一を図っていくことも良いのではないか。ロジックモデルを評価する側、される側も分かりやすくなるはずだ。
 - ・海外事例の後追いではなく独自性があると素晴らしい。理想的には府省横断的な取組だ。府省横断でデータ等を活用して分析するような事例を厚生労働省で

生み出して欲しい。海外の類似事例も省内で完結した取組が多いが、日本は現在府省全体で E B P M の機運が高まっている。例えば、医療提供の効率化についてはインフラの有効活用等とも深く関連しているはずで、府省横断で連携する余地はある。各府省片方だけではできないものはあるはずで、積極的な協力があると理想的ではないか。

→各府省における E B P M の取組状況は、 E B P M 推進委員会で好事例の共有を行っているが、府省連携までは至っていない。現在の取組は、政府方針でもあり、予算プロセスや行政事業レビューとの一体的取組などが中心となっているのが実情である。

(4) その他

- ・次回の検証会は令和3年2月を予定しており、場所と日程は改めて調整する旨、事務局から案内された。

以上